

## 2 安全対策について

### (1) 部品落下事故などについて

過密化した市街地上空での航空機の飛行は、騒音被害のみならず、部品落下事故などの事態も想定され、我々の生活に与える影響は重大です。

平成26年1月には、市内において空母艦載機からの部品落下事故が発生しましたが、一つ間違えば大惨事となる重大な事故であり、大きな不安を覚えました。

航空機事故を未然に防止し安全を確保するため、厳格な整備、点検、さらに、整備士の教育を徹底し、万全な安全対策を講じること。

なお、事故が発生した場合は、速やかに的確な情報提供を行い、早期に原因究明と再発防止策を公表するとともに、安全が確保されるまで飛行を禁止すること。

#### 米軍機部品落下による被害状況一覧（平成14年9月～）

年月日	発生場所	事故概要	被害状況
H14. 9. 15	藤沢市	EA-6B 部品落下	車庫屋根破損
H16. 12. 6	藤沢市	F/A-18 部品落下	工場屋根破損
H22. 1. 28	綾瀬市	F/A-18E 部品落下	民家窓ガラス等破損
H23. 2. 9	平塚市	SH-60B 緊急着陸	芝生等損傷
H24. 2. 8	大和市	EA-6B 部品落下	通行中車両破損
H25. 12. 16	三浦市	MH-60S 不時着	乗員2名負傷
H26. 1. 9	綾瀬市	F/A-18E 部品落下	フェンス、車両破損

### (2) 基地に起因する事件・事故について

ゴルフ場において、防球ネットの嵩上げ及び施設の管理等の対策により改善は図られていますが、依然として、ゴルフボール飛び出し事故が発生しています。

事故が皆無となるよう引き続き対策を講じること。

また、米軍人等による事件・事故が発生した場合、大きな不安を感じこととなるため、そのような状況が生じないようにするとともに、万一、損害が発生した場合は被害者に対して速やかに補償すること。

### 年度別ゴルフボール飛び出し事故（直近10年間）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	合計
件数	11	1	1	2	1	0	1	2	1	1	21

※平成24年度にフェンス嵩上げ工事を実施

#### (3) 燃料貯蔵施設、弾薬庫等について

燃料貯蔵施設、弾薬庫及びその他の危険物の保管施設については、平時はもちろんのこと地震等の大規模災害時においても基地外へ被害が及ばないよう維持管理に万全を期すこと。

特にこれら施設の事故は、一つ間違えば我々市民の生命や生活環境に重大な影響を与えかねないことから万全な事故防止対策を講じること。

#### (4) P F O S 等を含む製品の適正管理等

P F O S 等を含む製品の保有数量や管理の実態を公表すること。

また、P F O S 等を含む泡消火剤等の製品を保有している場合は、代替品への交換を早急に進めるとともに、交換が終わるまでの間は国内法令に準拠して漏出防止など安全対策に万全を期すこと。

さらに、代替品への交換スケジュールを公表すること。

## IV 周辺対策について

### 1 住宅防音工事について

厚木基地を離着陸する航空機による騒音被害は市内全域に及んでおり、騒音の発生源に対する抜本的な方策が講じられない以上、住宅防音工事が航空機騒音被害への唯一の対策であります。

国は、米海軍空母艦載機の岩国飛行場移駐に伴い、騒音状況が変化しているとの認識で、第一種区域等の騒音度調査を実施し、対象区域の見直しをすることであるが、依然として空母艦載機と同様の騒音を発する航空機が厚木基地に飛来しており、また、恒常に実施されているヘリコプターの飛行訓練による振動と騒音の発生に対し、市民は精神的苦痛と不安を感じていることから、今後も、充分な住宅防音工事の推進に積極的に取り組むこと。

また、騒音度調査以降のスケジュールを早急に公表し、住民説明会において、趣

旨や制度変更の内容について市民の理解が十分に得られるようにするとともに、見直しにより不利益が生じることが無いようにすること。

**(1) 対象について**

本市上空が飛行コースとなっていることから、建築年次にかかわらず、市内全域を防音工事の対象とすること。

**(2) 外郭防音工事の対象について**

外郭防音工事はより大きな防音効果が期待できることから、対象を拡大すること。

**(3) 空気調和機器機能復旧工事・防音建具機能復旧工事について**

空気調和機器機能復旧工事・防音建具機能復旧工事については、待機者数が増加していることから、早期に工事を実施すること。

また、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行われていないため、複数回の空気調和機器機能復旧工事を受けられること。

さらに、当該機器に関する修理代についても補助対象となるよう、改正すること。

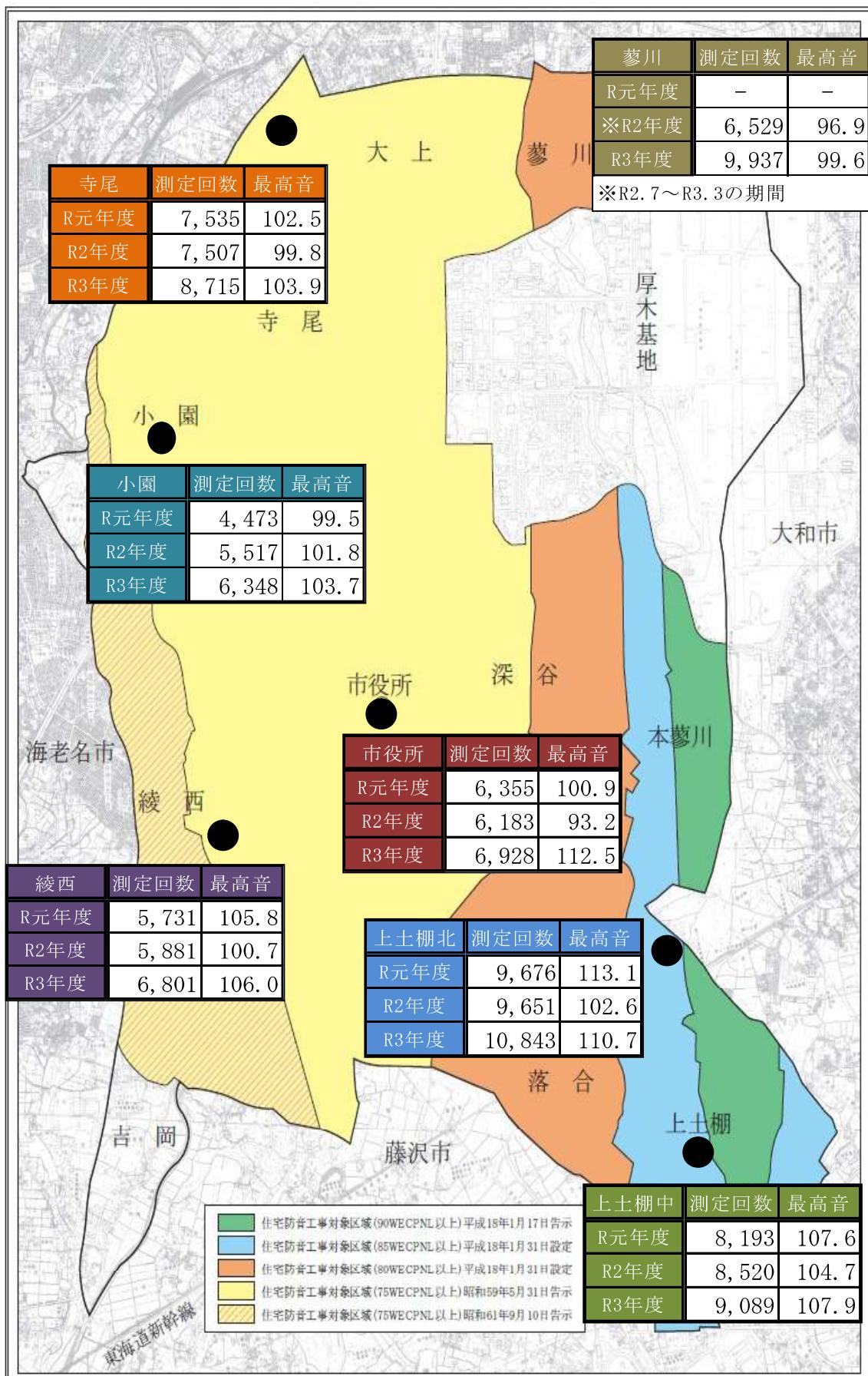
**(4) 維持管理費の助成について**

防音工事施工後のエアコン等の維持管理費の助成については、市民税非課税世帯までを対象とし、以後、段階的に対象世帯を拡大し全世帯を対象すること。

**(5) 助成対象の拡大について**

事務所、事業所、店舗等についても航空機騒音により労働条件の悪化を招いており、労働環境改善の観点からもこれらを防音工事の助成対象とすること。

## 騒音測定回数及び住宅防音工事対象区域図



測定回数 : 70dB 以上・5秒以上継続等の騒音の回数

最高音の単位 : dB

## 2 厚木基地周辺の国有地について

### (1) 利用・管理について

国有地への不法投棄は、周囲の美観や生活環境を損なうだけでなく、不審火等の発生要因にもなり危険であることから、定期的な巡回に加え監視カメラを設置するなど、不法投棄が行われないよう維持管理の徹底を図ること。

なお、第二種区域の移転跡地については。雑草が繁茂することで、害虫の発生や火災の要因となり住環境を悪化させることから、雑草の繁茂防止に効果が高い防草シートの設置を進めること。

また、移転跡地が点在することにより、夜間において住宅の明かりがなく薄暗い箇所が見受けられることから、跡地内に街灯や反射板を設置するなど安全対策を施すこと。

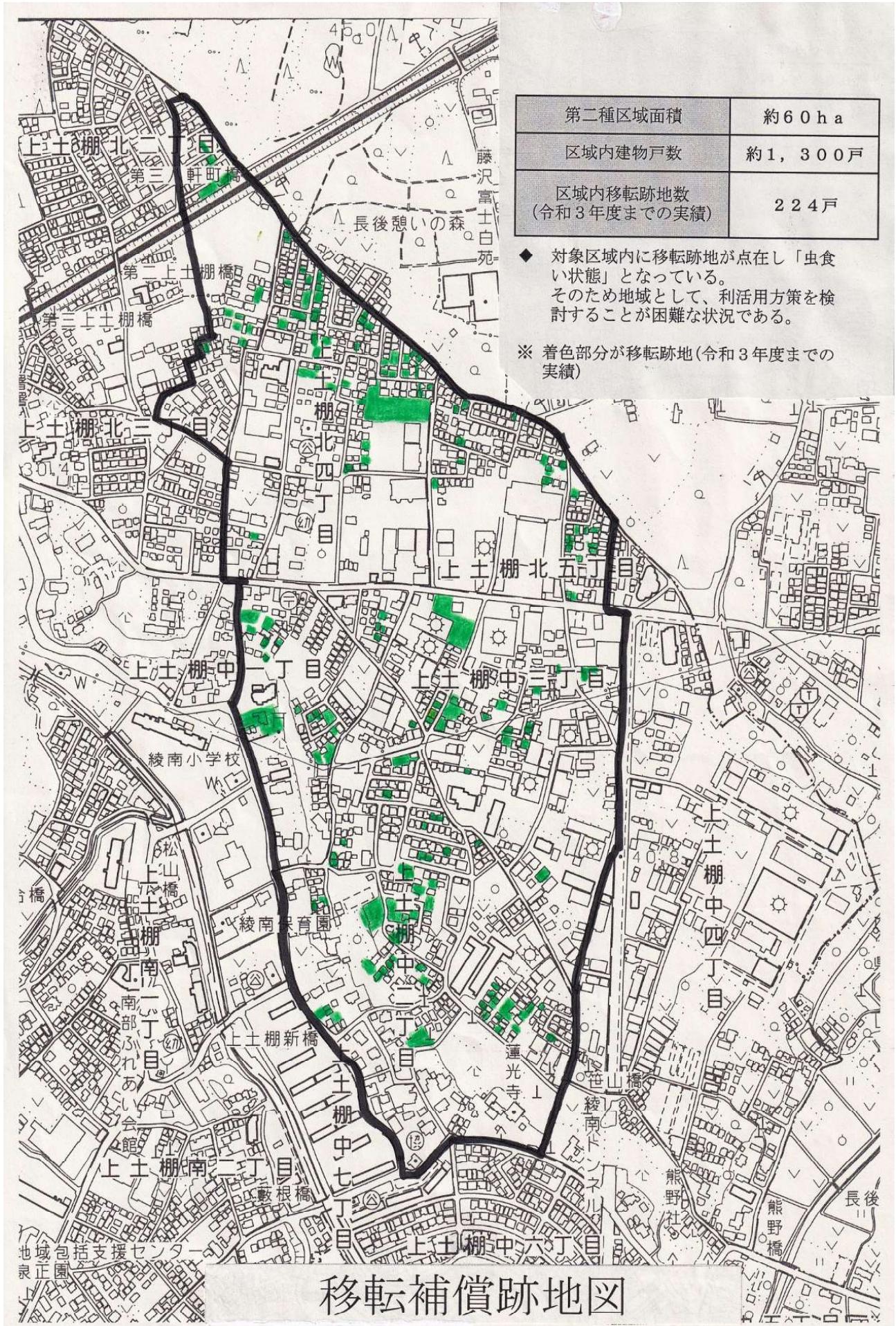
移転跡地の無償使用の用途範囲については、我々住民の要望を考慮し、柔軟に対応すること。



雑草が繁茂している様子



防草シート施行済箇所



## (2) 地域コミュニティの維持について

移転補償により、対象区域である上土棚地区の住民が減少し、地域活動に影響が出ています。移転補償事業を継続する間は、地域コミュニティの継続が図られるよう施策を講じること。

## 3 NHK放送受信料の助成について

航空機騒音によるテレビの聴取障害は引き続き生じています。防音工事によるテレビ聴取障害の軽減状況について調査を実施するとともに納得のできる基準を示し、NHK放送受信料の助成を引き続き実施すること。

令和4年8月1日

殿

綾瀬市基地対策協議会

会長 古 塩 政 由